

行事のご案内

2012年度通常総会&記念シンポジウム

◇日時：2012年6月30日（土）13:30～17:00
（総会13:30～14:20・記念シンポジウム14:30～17:00）

◇会場：エル・おおさか 本館 708会議室
（地下鉄谷町線・京阪電鉄「天満橋」駅から土佐堀通りを西へ300m）

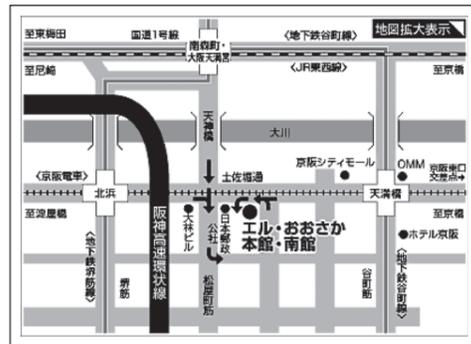
◇内容

第1部：2012年度通常総会

第2部：記念シンポジウム

「新しい消費者被害救済制度とKC'sの役割」

2012年度通常国会に「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」が提案される予定となっています。総会記念シンポジウムでは、この訴訟制度が導入されたら具体的にどうなるか消費者、事業者各々の視点で考え、イメージを持っていただける内容とします。また、同制度を担うKC's（適格消費者団体）の役割を考えます。



【記念シンポジウム内容】

- ◎2011年度に取り組んだ差止請求活動のまとめ（KC's検討委員長 五條 操 弁護士）
- ◎「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」の概要説明（KC's常任理事 二之宮 義人 弁護士）
- ◎株セレマ差止訴訟報告（京都消費者契約ネットワーク事務局長 長野 浩三 弁護士）
消費者被害の実例と新制度の対象になりうる具体的な事例を紹介していただきます。
- ◎パネルディスカッション「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について」
「制度そのものについて」「消費者の期待」「適格消費者団体への期待」について
意見交流を行います。会場からの質疑応答もを行います。

コーディネーター： 長野 浩三 弁護士（京都消費者契約ネットワーク事務局長）
 パネリスト： 専門家 五條 操 弁護士（KC's検討委員長）
 二之宮義人 弁護士（KC's常任理事）
 消費者 大橋 明美 さん（KC's検討委員）
 事業者 坊農 昌弘 氏（高見株式会社 常務取締役管理本部長）

●記念シンポジウムは会員以外の方でも参加大歓迎です。
（参加無料・定員100名）

●お問い合わせ・参加申込みは
KC's事務局（電話06-6920-2911、Eメールinfo@kc-s.or.jp）までお願いします。

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（内閣総理大臣認定 適格消費者団体）

KC's NEWS

No.38
2012.6.20

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1
天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730
eメール：info@kc-s.or.jp

「消費者基本計画」の「検証・評価」(2011年度)及び計画の見直し に対する意見を2012年5月18日に消費者庁へ提出しました。

消費者庁は「消費者基本計画」の検証・評価及び計画の見直しに係る意見募集を2012年4月27日～5月18日まで行っていました。

KC'sでは消費者基本計画の検証・評価と見直し改定素案に対する意見を5月18日に消費者庁へ提出しました。

「消費者基本計画」*では、毎年度、計画に盛り込まれた具体的施策の実施状況について、検証・評価を行い、検証・評価の結果とそれによって必要となる計画の見直しについて、閣議決定を行い公表し意見を募集することによって、翌年度の施策に確実に反映させることとされています。

※消費者基本法第9条の規定に基づき政府が定める消費者政策の推進に関する基本的な計画。現行の計画は、2010年3月30日に閣議決定されたもの（計画期間は2010年度から2014年度まで）。

消費者基本計画の検証・評価と見直し改定素案に対する意見

消費者支援機構関西2012.5.18提出

素案の具体的施策	意見
③PIO-NETを関係機関に追加配備	今年度中に適格消費者団体へ費用面も含め設置できるよう諸準備をすすめるべき。
「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ	該当箇所を「消費者安全法の一部を改正する法律及びその審議の趣旨を踏まえ」と時期に応じた表現に変更すべき。
特定商品等の預託等取引契約に関する法律等の政省令対応	特定商品等の預託等取引契約に関する法律等の問題点の整理を早期に行い、政省令対応ではなく、法改正を図るべき。

消費者契約法の改正は民法改正と連携して	民法改正待ちになるのではなく、不招請勧誘の禁止・適合性原則の導入、平均的損害算定に関する根拠の開示など消費者契約法の改正を早期に図るべき。
消費者団体訴訟制度の差止対象の拡大	さらに対象法令を拡大すべき。事業者からの取引情報の提供に強制力を適格消費者団体に付与することを検討すべき。
貴金属の買取被害	不招請勧誘の禁止条項を盛り込むべき。
家賃保証会社の遵守事項の整理	家賃債務保証会社への法令遵守等の徹底に加えて、賃貸住宅の借住人の居住の安定の確保を図るため、今年度中に、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出すべき。
住宅リフォーム被害	リフォーム業を営む事業者の登録制度と不招請勧誘の禁止、契約内容がわかる書面の法定と交付を徹底すべき。
マルチ商法への対応	キャッシングや借金を前提とした加入の禁止、ピラミッド型のシステムの禁止、学生の加入禁止を検討すべき。
不当利益はく奪、被害救済制度	集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期実現をすべき。 財産の隠匿・散逸防止策、行政による経済的不利益賦課制度の早期導入をすべき。
④「地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ」	→「地域主権改革の理念を踏まえ」と言う考え方を削除。 理由：「消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、……協働の在り方」は、地域住民の意思に基づいて整備されるものではなく、国民生活の安全を確保するために国と自治体が責任を負うことを基本原則にして設計されるものである。「地域主権改革」は、国の責任を棚上げし、自治体とその住民に責任を転嫁するものであり、「地域主権改革」の理念に基づいて行われてはならない。

⑤「地方消費者行政活性化基金」終了後、自治体への財政支援	自治体の消費者行政に対する財政支援は引き続き行うべき。
自治体との情報共有	「相談員の窓」の設置は、法令解釈の問合せ窓口として、限定した運用にすべき。消費者被害相談事案の解決に向けて相談員が活用する相談窓口は、国民生活センターの窓口を充実強化して対応すべき。
適格消費者団体への支援	対象事案が広がっている中、情報提供や財政支援について具体的に実施すべき。
消費者団体訴訟制度の周知・広報など	周知・広報にあたっては適格消費者団体からの意見を十分に反映してすすめるべき。
インターネット携帯電話等のICTメディア関連	電気通信事業法関連は自主規制が不十分であり、法整備または特定商取引法の適用除外の見直しをすべき。

インターネット等を利用した国内外の取引被害への対応	クレジットカードの利用による被害が多いので、口座引き落とし後であっても、返金が可能な実効的な制度の法制化を検討すべき。
---------------------------	---

「消費者基本計画」の検証・評価及び計画の見直しについて詳しくは、消費者庁ホームページ <http://www.caa.go.jp/adjustments/index.html> から「消費者基本計画（改定素案）」「消費者基本計画（改定素案）新旧対照表」をご覧ください。



この間の差止裁判・申入れ活動

(1)民間賃貸住宅業者(株)明来と家賃債務保証会社日本セーフティー(株)に対して、不当な「追出し条項」を含む契約条項の使用停止などを求める差止請求訴訟の進捗状況。

2011年11月8日大阪地裁に(株)明来と日本セーフティー(株)の両被告に対して、不当な「追出し条項」を含む契約条項の使用停止などを求める差止訴訟は、いずれも弁論期日が行われており、(株)明来は2012年6月7日、日本セーフティー(株)は同年6月11日までにそれぞれ4回の期日が行われました。次回期日の予定は(株)明来は7月23日、日本セーフティー(株)は7月27日です。

(2)2012年4月29日付でベニーオークションを運営する(株)和来より「再申入れ及び再お問い合わせ」に対する回答を受領しました。

同社が提供するダイヤモンドオークションのweb画面についてKC'sは①「落札価格：6円」「ディスカウント額：2,994円」「ディスカウント率：99.8%」「市場価格：3,000円」以上のような表記は、景品表示法10条2号（有利誤認）に該当すること。②利用規約の改定案で「本サービスの内容の仕様の変更」が行われた場合や「本サービスの譲渡」について「1ヶ月前に通知することにより」「利用者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わない」としています。結局消費者に発生した損害について全部免除しているのであれば消費者契約法8条違反の問題は解消されていないとして再申入

れをしていました。その他、同社のオークションの実情等について再お問い合わせをしていました。

(3)民間賃貸住宅業者の(株)レオパレス21より「マンスリー定期借家契約書」の契約条項について、2012年4月27日付で「再申入れ」を行っていましたが、同社より5月31日付「ご回答」を受領しました。

2012年4月27日民間賃貸住宅業者の(株)レオパレス21の「マンスリー定期借家契約書」の契約終了後、明渡しされなかった場合の部屋・駐車場・トランクルームについての利用料金の2倍相当分の損害金の支払いを求める契約条項が消費者契約法に違反するとして同条項の削除を求めて再申入れしていました。同社より5月31日付で、上記2倍損害金について消費者契約法は適用されないと回答がありました。今後の対応について現在検討しています。

(4)2012年5月16日付で西日本電信電話(株)(NTT西日本)が提供している光回線を利用したサービス「フレッツ光」に関する契約について同社からの「ご回答」に対する「再要請及び再々お問い合わせ」を送付しました。

NTT西日本が提供している光回線を利用したサービス「フレッツ光」に関する契約について同社からの「ご回答」に対する「再要請及び再々お問い合わせ」を2012年5月16日送付しました。

(1)「工事開通前の無償解約」についての表示を同社ホームページ「フレッツ光公式サイト」及び「フレッツ光お申し込みサイト」内の「ご利用までの流れ」等の画面の分かりやすい箇所に表示すること、(2)再勧誘禁止について、消費者の勧誘拒否に関する情報を適切に提供するため勧誘拒否の受付専用窓口を設け、ホームページ上の「よくあるご質問」等の画面の分かりやすい箇所に当該専用窓口の電話番号を表示

し、ホームページ上でメールによる勧誘拒否の受付も可能にすること、以上2点を再要請しました。

また、「再々お問い合わせ」として、販売代理店に対しての、契約等において再勧誘の禁止等の義務化や勧誘拒否の申し出があった場合の周知・連絡や高齢者への勧誘の場合、ご家族の方へのご利用の意思確認をいただくなど不明な点について問い合わせしました。

団体賛助会員紹介

高見株式会社 (TAKAMI BRIDAL)

高見株式会社 (TAKAMI BRIDAL) は「人と社会を幸せにする企業」として、たくさんの「ありがとう」を集め大切な想いや伝統を最高のカタチにすると共に、ブライダルの文化を創造しつづけていきます。」を企業理念とする総合ブライダル企業です。

1923年（大正12年）に京都において呉服卸商・高見重信商店の創業に始まり、今年で創業89年目を迎えます。現在では全国に6つの直営結婚式場（東京・南青山、名古屋・覚王山、京都・北山に2施設、神戸、福岡・赤坂）、9店の直営ウエディングコスチュームショップを展開しています。

また2012年9月1日には、89年間で培われたホスピタリティとノウハウをもとに、ハワイ・オアフ島に結婚式場・レストランの総合ウエディング施設“The Terrace By The Sea”をオープン致します。



■コンプライアンスへの取り組み

結婚式当日、または結婚式に向けてのご準備の際、お客様は常に大きな夢と希望をお持ちです。またそれに比例してたくさんのご要望もお持ちです。

TAKAMI BRIDALでは、全国の現場から代表者が集まり、顧問弁護士をお招きし、コンプライアンス会議を開催してきました。実際に起こったお客様と企業間での問題を事例として取り上げ、消費者保護の考え方を養ってきました。またこれに基づいてキャンセル

規定の見直しなどを行ってきました。

■CSR活動

私たちが生きる美しい国で受け継がれてきた伝統と文化、そしてその素晴らしさを、より多くの方に感じて頂きたいという想いから、TAKAMI BRIDALは毎年京都の寺社仏閣にて“にっぽんと遊ぼう”を開催しています。このイベント内でチャリティオークションを実施し、そのチャリティ総額は認定NPO法人国連UNHCR協会を通じて、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の難民援助活動に寄付しております。2011年10月に京都・仁和寺にて開催された“にっぽんと遊ぼう”でのチャリティオークションの総額は3,030,000円となり、全額をUNHCRに寄付いたしました。

環境保護の観点では、環境省が進める国民的プロジェクト“チャレンジ25キャンペーン”に参加し、地球温暖化防止への取り組みを推進しております。

また毎年夏至と冬至の日に行われる“100万人のキャンドルナイト”の賛同イベントを行ない、「でんきを消してスローな夜を。」を合言葉に、また大切な人との特別な時間をゆっくりと過ごして頂きたいという願いを込めて、全国の各教会・ゲストハウスを開放しております。

最後となりましたが、今後も消費者支援機構関西様と共に消費者の皆様が安心できる社会の実現を目指してまいります。

お問い合わせ

高見株式会社 (TAKAMI BRIDAL) 総務経理部
〒600-8161
京都府京都市下京区室町通五条下ル大黒町211
TEL：075-352-1777 FAX：075-371-8260
Email：soumu@takami-bridal.com